

# 平成 30 年試験

## 論文式試験問題

### 企業法

#### 注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子や筆記用具に触れないでください。触れた場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 2 試験中の使用が認められたもの以外は、全てかばん等の中にしまい、足下に置いてください。衣服のポケット等にも入れないでください。試験中の使用が認められているものは、次のとおりです。  
〔筆記用具、算盤又は電卓(基準に適合したものに限る。)、時計又はストップウォッチ(計時機能のみを有するものに限る。)、ホッチキス、定規及び耳栓〕  
使用が認められたもの以外を机上及び机の中に置いている場合は、不正受験とみなすことがあります。試験中、試験官が必要と認めた場合は、携行品の確認をすることがあります。
- 3 携帯電話等の通信機器の取扱いについては、試験官の指示に従ってください。指示に従わない場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 4 試験官の指示に従わない場合、また、周囲に迷惑をかける等、適正な試験の実施に支障を来す行為を行った場合は、不正受験とみなすことがあります。
- 5 不正受験と認めた場合は、直ちに退室を命ずることがあります。
- 6 試験時間は、2 時間です。
- 7 試験開始の合図により、試験を始めてください。
- 8 試験問題、答案用紙及び試験用法令基準等は必ず机上に置いてください。椅子や机の下等には置かないでください。
- 9 この問題冊子は、1 頁から 2 頁までとなっています。試験開始の合図の後、まず頁を調べ、印刷不鮮明、落丁等があれば黙って挙手し、試験官に申し出てください。
- 10 答案用紙は、問題冊子の中ほどに挿入してあります。
- 11 答案は配付した答案用紙の所定欄に記載し、欄外には記載しないでください。答案作成に当たっては、ボールペン又は万年筆(いずれも黒インクに限る。消しゴム等でインクが消えるボールペンは不可。)及び修正液・修正テープ(白色に限る。)を使用してください。
- 12 受験番号シールは、試験開始の合図の後、各答案用紙の右上の所定欄に貼付してください。1 枚目だけでなく、2 枚目にも受験番号シールを貼付してください。
- 13 答案用紙の散逸や紛失等を防ぐため、答案用紙の左上をホッチキスで留めてありますので、外さずそのままの状態で作成してください。答案作成に当たっては、答案用紙のホッチキス留め部分を折り曲げても差し支えありませんが、ホッチキス留めを外した場合は、採点されないことがあります。
- 14 問題に関する質問には、一切応じません。
- 15 試験開始後 60 分間及び試験終了前 10 分間は、答案用紙の提出及び試験室からの退室はできません。それ以外の時間に中途退室する場合には、必ず挙手し、試験官が答案用紙を受け取り確認するまで席を立たないでください。
- 16 試験中、やむを得ない事情で席を離れる場合は、挙手の上、試験官の指示に従ってください。
- 17 試験終了の合図とともに直ちに筆記用具を置き、答案用紙を裏返してください。試験終了後に答案用紙や筆記用具に触れた場合は、不正受験とみなすことがあります。試験官が答案用紙を集め終わり指示するまで、絶対に席を立たないでください。
- 18 試験終了後、答案用紙が試験官に回収されずに手元に残っていたり、機の通路側に回収されずに置いてある場合は、直ちに挙手等の上、試験官に申し出てください。答案用紙が試験官に回収されない場合は、いかなる理由があっても答案は採点されません。
- 19 問題冊子及び試験用法令基準等は、試験終了後、持ち帰ることができます。  
なお、中途退室する場合には、問題冊子及び試験用法令基準等の持ち出しは認めません。問題冊子及び試験用法令基準等が必要な場合は、各自の席に置いておきますので、試験終了後、速やかに取りに来てください。

第 1 問 (50点)

甲株式会社(以下、「甲会社」という。)は、公開会社ではなく、取締役会設置会社でもない。甲会社の株主はA、B及びCの3名であり、甲会社の代表取締役はA、取締役はBである。

A及びBは、甲会社が募集株式の発行を行って資本金の額を増加させることで、会社の信用力を強化し、取引先を拡大したいと考えた。そこで、Aは、甲会社の株主総会を開催し、①100株の募集株式を発行すること、②募集株式の払込金額を100万円とすること、③一部の募集株式については、Aが甲会社に対して有する貸付債権5,000万円(以下、「本件債権」という。)を出資の目的とし、本件債権の価額を5,000万円とすること、④A及びBは各50株の募集株式を引き受けること、を提案した。上記提案は、A、B及びCの全員の賛成により可決・承認された。なお、①の株式の数は、甲会社の発行済株式の総数と同じであり、②の払込金額は、引受人であるA及びBにとって特に有利な金額ではなかった。

次に、A及びBは、上記株主総会の終結後に相談して、⑤Aは本件債権のみを出資し、金銭の出資は行わないこと、⑥Bは出資を行うだけの十分な資産を持っていないことから、Aが甲会社の保有する現金5,000万円をBに交付し、Bがその金員の全額を甲会社への出資の履行に充てること、を決定した。

この場合において、次の **問題 1** 及び **問題 2** に答えなさい。

**問題 1** Aが本件債権を出資するために経るべき会社法上の手続について、本件債権の弁済期が到来している場合と、まだ到来していない場合とに分けて、説明しなさい。

**問題 2** Bが上記⑥の出資の履行により取得した株式の払込みについて、B及びAは、甲会社に対して、会社法上どのような責任を負うか論じなさい。また、当該募集株式の発行の後、最初に開催される甲会社の株主総会において、Bは、上記⑥の出資の履行により取得した50株について議決権を行使することができるか論じなさい。

第2問 (50点)

乙株式会社(以下、「乙会社」という。)と丙株式会社(以下、「丙会社」という。)は、いずれも公開会社であるが、種類株式発行会社ではない。乙会社と丙会社との間には、株式保有関係はない。

乙会社と丙会社は、吸収合併(以下、「本件合併」という。)を行うことを計画し、吸収合併契約(以下、「本件合併契約」という。)を締結した上で、会社法の規定に従い、それぞれの株主総会の決議によって本件合併契約の承認を受けた。本件合併契約には、①存続会社は乙会社、消滅会社は丙会社であること、②丙会社の株主に対し、合併対価として、丙会社株式1株につき乙会社株式1株を交付すること、などが定められた。

この場合において、次の **問題1** 及び **問題2** に答えなさい。なお、 **問題1** 及び **問題2** は独立した問題とする。

**問題1** 乙会社は、株主総会(以下、「本件総会」という。)の決議(以下、「本件総会決議」という。)によって本件合併契約の承認を受けるため、法定の期限までに、株主に対し、法定の記載事項を全て記載した招集通知を書面で発した。ただし、乙会社は、本件総会決議について議決権を行使できる株主の議決権の20%を有する株主Aに対しては、本件合併に反対の意思を表明しており、その反対によって本件総会が紛糾するのをおそれて、本件総会の招集通知を発しなかった。このため、Aは本件総会決議に参加することができなかった。

その後まもなく、本件総会決議が行われたことを知ったAは、乙会社に本件合併の実施を断念させたいと考えている。本件合併の効力発生前の段階において、Aが会社法に基づいて採りうる最も効果的な法的手段を説明しなさい。

**問題2** 平成30年6月1日、本件合併契約の定めに従い、本件合併の効力が発生した。しかし、その後、乙会社の最終事業年度に係る計算書類(以下、「本件計算書類」という。)において、著しく多額の架空利益の計上が行われていたことが露見した。本件計算書類は、丙会社の本店において、本件合併に関する事前開示事項として、吸収合併契約等備置開始日から開示されていたものであった。

平成30年6月1日の時点において丙会社の株主であったBは、上記のことを知り、本件合併の効力を争うことにした。平成30年8月24日の時点で、Bは、本件合併の効力を否定するために、会社法上どのような訴えを提起して、どのようなことを主張すべきか論じなさい。